委託番号	1 2 8
契約形態	業務委託

仕 様 書

1 件 名 医療廃棄物処分業務委託(単価契約)

2 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

(1) 草加消防署管轄

ア 草加市神明二丁目2番2号 草加消防署(草加八潮消防局含む)

イ 草加市西町108番地2 草加消防署西分署

ウ 草加市青柳六丁目23番6号 草加消防署青柳分署

工 草加市清明二丁目1番地43 草加消防署北分署

オ 草加市谷塚町525番地2 草加消防署谷塚ステーション

(2) 八潮消防署管轄

八潮市大字鶴ケ曽根1185番地 八潮消防署(指令センター含む)

4 積算方法

感染性廃棄物の予定排出量を6,024kg程度/年とするが、毎月の排出量が 不確定なため、感染性廃棄物1kg当たりの契約単価を見積もること。

5 支払方法

感染性廃棄物は、契約単価に排出量を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加えて、業務完了確認後、月ごとに支払うものとする。

請求書については、3履行場所の草加消防署管轄分と八潮消防署管轄分に分けること。

6 委託内容

救急活動を含む災害活動等において、排出された感染性廃棄物(一部、非感染性 廃棄物を含む)について、排出事業者(以下、草加八潮消防組合)の指定する履行 場所から回収された感染性廃棄物の適切な処分業務を行うこと。

(1) 種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(以下、「法」という。)に基づく感染性廃棄物処理マニュアル(令和5年5月)に沿った種類(汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等)を対象とする。ただし、感染性・非感染性のいずれかであるかの判断ができないものについては、感染のおそれがあるものと判断して取り扱うこと。

(2) 処分方法

ア 感染性廃棄物の処分は、次の方法により行わなければならない。

- a 焼却設備を用いて焼却する方法
- b 溶融設備を用いて溶融する方法
- c 高圧蒸気滅菌(オートクレープ)装置を用いて滅菌する方法
- d 乾燥滅菌装置を用いて滅菌する方法
- e 消毒する方法(肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法とする。ただし、感染症法、結核予防法および家畜伝染病予防法に規定する疾患に係る 感染性廃棄物にあっては、当該法律に基づく消毒とする。)

- イ 上記アのa、又はb、の処分を行う設備については、焼却または溶融を完全に行うことのできるものを使用し、かつ、当該設備から排出される排ガスにより、生活環境の保全上支障が生じないようにしなければならない。また、焼却又は溶融は梱包された状態のまま行うものとする。
- ウ 上記アの c、から e、の処分を行う場合には、滅菌または消毒が完全に行われるよう破砕するものとし、感染性病原体が飛散するおそれが無いように行うことのできる施設で行うこととする。また、滅菌の場合には、滅菌が完全に行われるよう、滅菌時間及び滅菌温度の調節を適切に行うことができる者が行うこと。消毒の場合には、消毒を完全に行うため、必要な消毒能力のある消毒用薬剤または加熱装置を用い、かつ、消毒用薬剤の濃度や量、加熱温度や時間の調節等の管理ができる者が行うこと。

(3) 回収方法

年間12回の回収を予定し、草加八潮消防組合の指定する履行場所で回収する。 また、臨時に要請があった場合は、その都度、回収する。

- (4) 電子マニフェスト及び廃棄物管理票
 - ア 本委託業務は、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子 マニフェストシステムを利用して実施するものとする。草加八潮消防組合及 び受注者は、それぞれ電子マニフェストシステムに加入し、自らに係る費用 の負担を行わなければならない。
 - イ 草加八潮消防組合は、廃棄物の引渡し後3日以内に、電子マニフェスト登録 (法第12条の5第1項の規定による。)を行い、電子マニフェスト番号を受 注者に通知する。
 - ウ 受注者は、廃棄物の処分終了後3日以内に、電子マニフェストに処分終了報告(法第12条の5第2項の規定による。)を行う。
 - エ 受注者は、本契約に係る廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、送付を受けた日から3日以内に、電子マニフェストによる最終処分終了報告(法第12条の5第3項の規定による。)を行う。
 - オ 草加八潮消防組合は、草加八潮消防組合又は受注者が正当な理由によって電子マニフェストシステムを利用できない場合には、廃棄物の搬出の際に、受注者に産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)を交付する。この場合、草加八潮消防組合及び受注者は、法第12条の3の規定に従い、紙マニフェストの回付、送付、保存を行う。
- (5) 委託料の請求と支払方法

受注者は、当月分の感染性廃棄物の一連の業務が完了したことを確認した後、 収集・運搬受注者に遅滞なく請求書の送付を行うものとする。

なお、毎月の排出数量が不確定であることから、契約単価の1kg当たりに排出量を乗じた額を支払うものとする。

(6) その他の事項

ア 法令上の責任

委託業務を行うに当たっては、処分・各事業所に係る許可証の写しを提出するとともに、法に基づき、特別管理産業廃棄物の感染性廃棄物に準じて処分するものとする。

イ 処分

受注者は、感染性廃棄物の処分に当たっては、感染性廃棄物による人の健康 又は生活環境に係る被害が生じないように行い、かつ、他の廃棄物等と混合す るおそれのないように、他の物と区別して処分すること。

- ウ 感染性廃棄物及び容器を完全に処分し、周辺の清掃保持に努めるものとする。
- エ 感染性廃棄物の処分に当たっては、廃棄物の飛散を防止するよう努めるもの

とする。

- オ 受注者は、自己の作業員に対し、服装、言動及び態度等に留意して、市民に 不快の念を与えないよう常に指導するものとする。
- カ 受注者は、自己の作業員の行為について自らおこなったと同一の責任を負う こととし、その責任を免れることはできないものとする。

7 最終処分地

- (1) 当該感染性廃棄物に関し焼却処分等に廃棄物が発生した場合の最終処分先は、各関係法令に定められている基準を満たす施設等とし、その処分地ごとに詳細を契約書に明記するとともに、許可証の写しを添付する。
- (2) 最終処分地を変更しようとする場合は、文書で草加八潮消防組合に申請し、 承諾を得るとともに、その許可証の写しを契約書と一緒に保管するものとする。
- (3) 請負業者は、草加八潮消防組合の求めに応じ、最終処分業者に対する支払いを適正に行っていることを証明する書類を提出しなければならない。

8 事故等の報告

受注者は、業務中に生じた事故等については、適切な措置を講じるとともに、速 やかに関係機関に連絡及び報告を行うこととする。

9 その他

- (1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (2) この仕様書の細部について疑義が生じた場合は、担当係と協議して指示を受けるものとする。
- (3) 不当請求等に関し、次の事項を遵守すること。
 - ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行 為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、草加 八潮消防組合管理者に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - イ 受注者は、草加八潮消防組合及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排 除対策を講じること。

10 問合せ先

草加八潮消防組合 草加消防署 救急係電話 048-924-2114